万が一の事故に備えて!

町 民 活 動 保 険

~町民活動総合補償制度~

芽室町では町民のみなさんが安心して町民活動※を行えるよう、万が一の事故に 備えて保険に加入しています。

※町民活動とは、町内会や行政区で行う清掃活動や町民、地域のためになる活動です。

例えば・・

町内会夏祭り後片付けの際、テントの 支柱に指を挟み骨折してしまった!



→通院5日 保険金5,000円支払い



公園の管理作業中に草刈り機で 石を飛ばし、車のリアガラスを 破損してしまった!

→リアガラス一式 保険金45,930円支払い

その他

町内会活動のごみ拾い、小学生の登下校の見守り なども対象。

「対象になるかも・・・」と思ったら一度 ご連絡ください!

①事前に登録

個人の場合は事前に登録が必要 です。印鑑を持って役場窓口に お越しください。

※団体による活動は登録不要です。

②対象活動

すべての活動において保険が適用 されるわけではありません。対象に ついては、公益的な活動に限られます。

なお、町及び活動した町内会等が所有 する建物、備品等の破損は対象外です。

③連絡

万が一事故が発生した場合、 まず役場へ連絡ください。 保険適用が可能かどうか確認 いたします。

4記録

発生した事故状況や時刻、写真など詳細を記録してください。

保険会社へ提出する「事故報告 書」の作成時に必要です。

芽室町では町民のみなさんが安心して町民活動※を行えるよう、万が一の 事故に備えて保険に加入しています。

制度の詳しい内容については、以下の連絡先へ気軽にお問合せください! ※町民活動とは、町内会や行政区で行う清掃活動や町民、地域のためになる活動です。

お申し込み・お問い合わせはこちら

芽室町役場魅力創造課

0155-62-9736 FAX 0155-62-4599 E-mail m-souzou@memuro.net

お気軽にご相談ください!